

方式	メリット	デメリット	事例
全文式 (流山市)	・各編ごとにまとめられており、他編を参照する必要がない。	・重複事項があり、ページが大幅に増える。 ・修正時に各編ごとに修正するため、文章量が増加し、見落とす可能性がある。	・鎌ヶ谷市 ・市川市 ・浦安市 ・習志野市 ・市原市 ・千葉県 ・太田市(群馬県)
参照式	・震災編と風水害編の重複がなくなりスリム化する。 ・修正時に複数の編を修正する必要がなくなり、文章量が削減し、見落としもなくなる。	・風水害編と震災編を交互に頻繁に参照することになる。	・野田市 ・柏市 ・我孫子市 ・松戸市 ・八千代市 ・船橋市 ・世田谷区(東京都)
共通編式	・共通編と地震編、風水害編などで構成される参照式の派生。基本的には同様。		・防災基本計画 ・千葉市(3章)
統合式	・地震編、風水害編など分けずに一つの編で記載。 ・他編との重複がなくなり、文章量が削減し、見落としもなくなる。	・災害別に特化した内容がわかりにくい。	・千葉市(1,2章) ・池田市(大阪府)
資料編別冊式	・分冊化することで、持ち運びやすくなる。 ・本編と資料編を同時に参照でき、資料編に多くの資料を移すことができる。	・紛失や存在を忘れる可能性がある。	・千葉県 ・宮代町(埼玉県) ・三鷹市(東京都)
注釈式	・補足的な内容を注釈に移して、簡素な文体になる。 ・文字が小さくなるのでスリム化する。	・ページ内であるが、本文と分離する。	・宮代町(埼玉県)



スリム化 方針

- ・地震災害対策編と風水害等対策編の文章の重複を削減するため、ふたつの編をそのままに、ひとつに編集し、地震編には地震編の風水害編には風水害編の印をつけて、その内容を記載する。
- ・資料編に移せる表等は、資料編に移す。
- ・注釈式を採用し、簡素な文章にする。
- ・箇条書きを増やし、簡素な文体にする。
- ・災害対策予防の章と応急災害対策の章で重複する内容は参照式とする。

スリム化のイメージ

地震災害対策編

風水害等対策編

A:地震編のみ

B:地震編、風水害編共通

C:風水害編のみ

ひとつに編集

印をつける

地震災害対策編、風水害等対策編

A:地震編の内容

B:地震編、風水害編共通

C:風水害編の内容

第4 地盤沈下の防止

【環境政策課】

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下により、建築物や土木建造物等の耐震性が劣化する可能性がある。

このため、地盤沈下が発生しないよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

1 地下水の採取規制

地盤沈下の防止は、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。

沈下の原因である地下水及びかん水汲み上げに対する規制については、法令等（工業用水法（昭和31年法律第146号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）及び千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号））に基づき、適切な指導を行う。

ただし、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水については、一定の条件を具備した井戸に限り設置できる。

《資料115》

第5 土地利用の適正化

【防災危機管理課・まちづくり推進課・都市計画課・建築住宅課・宅地課】

安全を重視した、総合的な土地利用の確保を図るため、市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

第5 土地利用の適正化

【防災危機管理課・まちづくり推進課・都市計画課・建築住宅課・宅地課】

安全を重視した、総合的な土地利用の確保を図るため、市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

第6 調整池等災害対策

【農政課】

老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある調整池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

第7 孤立するおそれのある地域対策

【防災危機管理課】

水害等で孤立するおそれのある地域の把握に努め、予防措置等を検討する。

第4 地盤沈下の防止

地震

【環境政策課】

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下により、建築物や土木建造物等の耐震性が劣化する可能性がある。

このため、地盤沈下が発生しないよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

1 地下水の採取規制

地盤沈下の防止は、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。

沈下の原因である地下水及びかん水汲み上げに対する規制については、法令等（工業用水法（昭和31年法律第146号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）及び千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号））に基づき、適切な指導を行う。

ただし、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水については、一定の条件を具備した井戸に限り設置できる。

《資料115》

第5 土地利用の適正化

【防災危機管理課・まちづくり推進課・都市計画課・建築住宅課・宅地課】

安全を重視した、総合的な土地利用の確保を図るため、市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

第6 調整池等災害対策

風水

【農政課】

老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある調整池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

第7 孤立するおそれのある地域対策

風水

【防災危機管理課】

水害等で孤立するおそれのある地域の把握に努め、予防措置等を検討する。